

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 長野厚生年金 事案 1102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年12月3日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月3日から61年2月1日まで  
② 平成3年10月31日から同年11月5日まで

昭和60年12月3日からA社B営業所で、正社員として事務の仕事をしていましたが、厚生年金保険被保険者資格取得日が61年2月1日となっている。

また、平成3年11月5日までC社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年10月31日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人が昭和60年12月3日からA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①当時、給与計算事務を担当していた元同僚は、「営業担当と違って、事務員は試用期間が無かったので、入社時から厚生年金保険に加入し、給料から保険料を控除していた。」と証言しているところ、申立人と同じ事務員だった複数の元同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している旨証言している。

さらに、申立期間①当時、社会保険事務を担当していた元同僚は、「届出を出すときは同じ日付で処理していたので、雇用保険と厚生年金保険の加入日が違うことは有り得ない。雇用保険料と厚生年金保険料は同じ月から控除を始めていた。」と証言しているところ、当該期間の前後に当該事業所にお

いて厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚のうち、雇用保険の記録が確認できた 11 名は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 61 年 2 月の社会保険事務所(当時)の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「申立人の入社後 3 か月は厚生年金保険の届出をしていなかったと思う。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 12 月から 61 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 3 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人と同日(平成 3 年 10 月 31 日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元同僚から提出された給料明細書によると、当該元同僚は、被保険者資格喪失後の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散し、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年7月までは400円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月20日から24年8月1日まで

昭和22年4月6日にA社C工場へ入社し、23年4月20日に同社B工場へ転勤し、その後、平成4年12月21日に同社D工場で退職するまで同社に継続して勤務したが、同社B工場に勤務した期間のうち、昭和23年4月から24年7月までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。途中で退職したこともなく、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立期間当時の人事担当者を含む複数の元同僚の証言及びE健康保険組合の担当者の証言により、申立人がA社に継続して勤務し(同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないものの、申立期間当時の元同僚は、「申立人は昭和23年には確実にB工場に勤務しており、自分と同じ寮に住んでいた。」と証言しており、申立人が申立期間当時、既に同社B工場に勤務していたことがうかがえることから、申立期間については、同社B工場における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月及び24年8月の

社会保険事務所（当時）の記録から、23年4月から同年7月までは400円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場は既に解散している上、同社の社会保険関係書類の保管を継承したE健康保険組合も申立期間当時の資料を保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 長野厚生年金 事案 1104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 11 日から 59 年 9 月 20 日まで  
② 平成 8 年 4 月 15 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 平成 9 年 7 月 23 日から 10 年 8 月 20 日まで

申立期間①は、A社B工場に季節従業員として、申立期間②はC社に派遣社員として、申立期間③はD社E工場に派遣社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

在籍していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてA社B工場（現在は、F社B事業所）に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された申立期間①当時におけるA社B工場の「季節従業員募集要綱」及び入社時の説明資料によると、季節従業員の社会保険については、雇用保険のみに加入し、給与から雇用保険料と所得税を控除する旨明記されている。

また、F社B事業所の担当者は、「当時、季節労働者については、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかった。全ての従業員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させるようになったのは、平成元年からである。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、当該期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間について保険料未納期間、同年 4 月から同年 8 月までの期間について保険料納付済期間とされている。

2 申立期間②については、申立人は、「G社（現在は、H社）の派遣社員としてC社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出された手帳に、当時、申立人が「I社」の担当者を雇用先の窓口としていた旨が記録されている。

また、オンライン記録において、「I社」に該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらないものの、C社の担当者は、「関連資料の保管が無く、時期等の詳細については不明であるが、申立期間当時、G社と派遣契約又は請負契約を締結し、当該事業所が雇用する社員を派遣又は請負で受け入れたことがある。」と証言していること、及び上記の申立人提出の手帳に記録されている「I社」の電話番号はH社において現在も使用されている番号であることから、申立人は、申立期間②において、G社に雇用され（雇用形態は不明）、C社において金属加工業務に従事していたことが推認できる。

しかし、H社の担当者は、「申立期間当時の人事記録等、一切の関係資料は保管期限の経過により全て廃棄済みであり、申立人の在籍について確認することはできない。『I社』という組織についても不明である。」と証言していることから、申立期間②における申立人の勤務実態が確認できない。

また、G社のオンライン記録には、申立期間②前後において健康保険の整理番号は連番で欠番が無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入（保険料未納期間）していることが確認できる。

3 申立期間③については、J社から提出された従業員名簿等により、申立人が当該期間を含む平成9年7月1日から10年8月20日までの期間において当該事業所にアルバイトとして在籍し、当該事業所と構内外注契約を締結していたD社E工場において工員として勤務していたことが認められる。

しかし、上記の従業員名簿により申立人と同時期にアルバイトとして勤務していたと認められる複数の元同僚全員は、いずれも当該アルバイト期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、J社のオンライン記録には、申立期間③前後において健康保険の整理番号は連番で欠番が無いことが確認できる。

さらに、J社の担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は廃棄済みである。」と回答しており、当時のアルバイトに係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金に加入（保険料未納期間）していることが確認できる。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。